

第4章 消防用設備等の技術基準
第2の2 パッケージ型消火設備

第4章 消防用設備等の技術基準
第2の2 パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 16 年 5 月 31 日消防庁告示第 12 号、以下「パッケージ型消火設備告示」という。）によるほか、次による。

1 主な構造

人の操作によりホースを延長し、ノズルから消火薬剤（消火に供する水を含む。）を放射して消火を行う消火設備であって、ノズル、ホース、リール又はホース架、消火薬剤貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器等を一の格納箱に収納したものである。（第2の2-1図参照）

2 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件

- (1) パッケージ型消火設備を設置することができる例は、第2の2-2図のとおり。
- (2) パッケージ型消火設備告示第3括弧書きに規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、次に掲げる場所をいう。
 - ア 初期消火及び避難を行う上で有効な、外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部を有しない場所（火災の際煙が有効に排除でき安全に初期消火を行うことができるとともに、避難時には主要な避難口を容易に見通すことができ、又は当該開口部から避難できる場所を除く。）
 - イ 第3章第11火災のとき著しく煙が充満する恐れのある場所の取扱い第1(1)に規定する「開口部が著しく偏在する部分（開口部が一面のみにある場合、階高のおおむね2分の1より下方のみの開口部である場合等）で、防火対象物の関係者が、安全に初期消火活動ができず、又は安全に避難できないおそれのあるもの」に該当する場所（第3章第11-1図参照）
 - ウ 使用形態が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室、通信機械室及び指定可燃物貯蔵・取扱所その他これらに類するものに該当する場所
 - エ 二方向避難が確保されていない、又は主要な避難口を容易に見通すことができない等、避難経路が明確でない場所

3 機器

機器は、パッケージ型消火設備告示に適合するもの又は認定品とする。

4 設置方法等

- (1) 階の出入口又は階段に近く、火災の際、容易に操作できる位置に設けること。▲
- (2) 間仕切壁等により放射できない部分が生じないよう、ホースを延長する経路、ホースの長さ及び放射距離を考慮し、当該階の各部分に有効に放射することができるよう設けること。▲（第2の2-3図参照）この場合において、放射距離は10m以上とするが、機器仕様書に明示された放射距離がこれによらない場合は、当該機器仕様書に明示された放射距離として差し支えない。
- (3) 地震動等により倒れないよう堅固に固定すること。
- (4) 扉の開閉が容易で、ホースが避難の障害とならないように設けること。
- (5) 円滑な操作及び点検が行えるよう、周囲に障害物がない場所で、かつ、照明装置又は明かり窓を設けること。▲

5 赤色の灯火及び表示

パッケージ型消火設備告示第4第5号に規定する「赤色の灯火」及び第9に規定する「表示」は、次による。

- (1) 赤色の灯火
 - ア 常時点灯とする（非常電源を付置することを要しない。）。
 - イ 取付け面と15°以上の角度となる方向に沿って10m離れた位置から容易に識別可能なものとする。▲

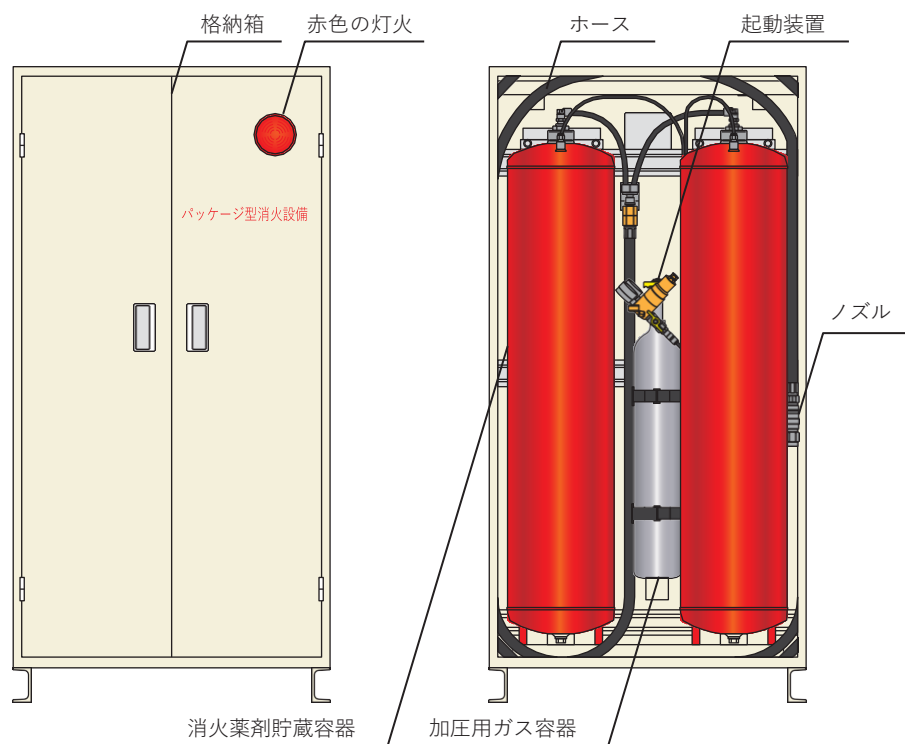
第4章 消防用設備等の技術基準
第2の2 パッケージ型消火設備

- ウ 認定品のものに赤色の灯火が含まれていないものは、第2屋内消火栓設備第6(2)イ(ウ)による。▲
エ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。

(2) 表示

電源の開閉器には、パッケージ型消火設備である旨を表示すること。

(1型)

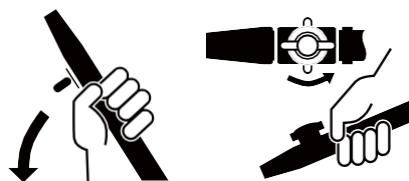


(取り扱い方法)

①加圧用ガス容器を開く



②ノズルを持ちホースを取り出し、ノズルのコックを全開して火元に向かって放射する。



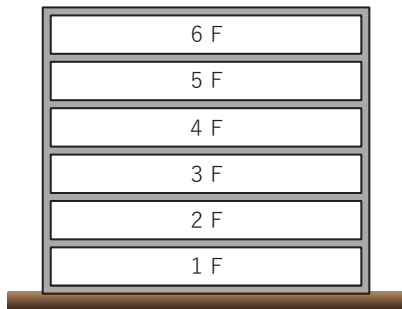
第2の2-1図

第4章 消防用設備等の技術基準
第2の2 パッケージ型消火設備

Ⅰ型を設置できる防火対象物

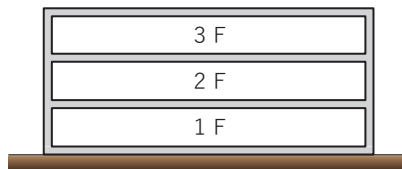
〔耐火建築物〕

地階を除く階数6以下、
かつ、延べ面積3,000㎡以下



〔耐火建築物以外のもの〕

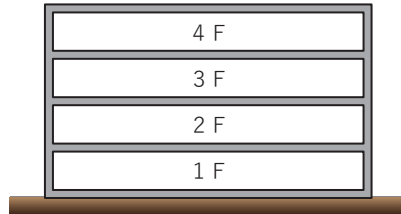
地階を除く階数3以下、かつ、
延べ面積2,000㎡以下



Ⅱ型を設置できる防火対象物

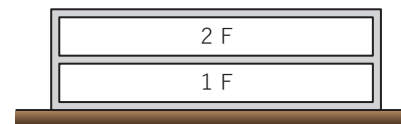
〔耐火建築物〕

地階を除く階数4以下、
かつ、延べ面積1,500㎡以下



〔耐火建築物以外のもの〕

地階を除く階数2以下、かつ、
延べ面積1,000㎡以下

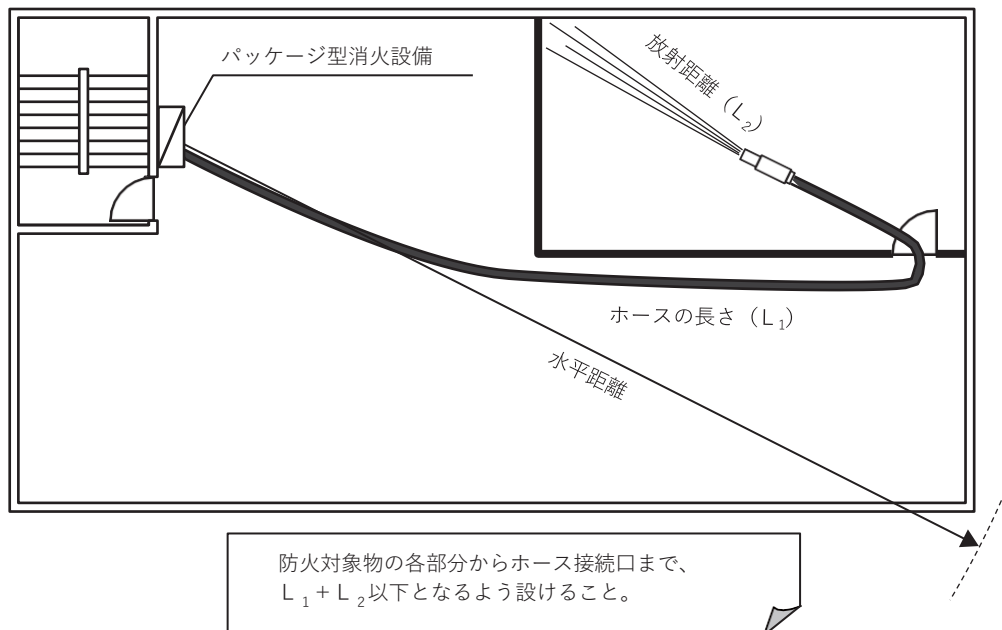


(注) 地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。

第2の2-2図

種類	水平距離 (m)	防護面積 (㎡)	ホース長さ L_1 (m)	放射距離 L_2 (m)
Ⅰ型	20m	850㎡以下	25m	10m(注)
Ⅱ型	15m	500㎡以下	20m	

(注) 機器仕様書に明示された放射距離がこれによらない場合は、当該機器仕様書に明示された放射距離



第2の2-3図